

木津川市人権啓発協議会会則

（名称）

第1条 本会は、木津川市人権啓発協議会と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、木津川市人権推進課に置く。

（組織）

第3条 本会は、次条の目的に賛同する木津川市の社会教育団体その他の団体及び個人をもって組織する。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の連絡調整のもとに、市民が人権問題を自らの問題として、理解と認識を深めるため、積極的な啓発活動を推進することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、常に関係機関と緊密な関係を保ち、次の活動並びに事業を行う。

- (1) 人権問題に関する啓発活動の実施
- (2) 各種団体並びに関係機関との連絡調整
- (3) その他必要な事業

（会議）

- 第6条 会議は、総会、幹事会及び役員会とし、いずれも会長が招集する。
- 2 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 総会の議長は、出席している会員の中から互選により選任する。
- 4 幹事会は、会長、副会長及び幹事で構成し、本会の企画運営について審議する。
- 5 役員会は、会長及び副会長で構成し、必要に応じて幹事の出席を求めることができる。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 20名以内

- 2 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 幹事は、本会の企画運営にあたる。

(役員の選出及び任期)

第8条 役員の選出及び任期は、次のとおりとする。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選とし、幹事は会員の中から会長が指名する。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第9条 本会の事業を効果的に実施するため、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議により会長が委嘱する。

(会則の変更)

第10条 本会則の変更は、総会で行う。

附 則

本会則は、平成19年8月2日より施行する。

附 則

本会則は、平成21年7月3日より施行する。

附 則

本会則は、令和7年6月18日より施行する。